

令和7年2月16日執行

大紀町長選挙・大紀町議会議員選挙

選挙公営（公費負担）の手引

- ◎ 選挙運動用自動車の使用
- ◎ 選挙運動用ポスターの作成
- ◎ 選挙運動用ビラの作成

大紀町選挙管理委員会

TEL 0598-86-2212

目 次

- I. 選挙公営（公費負担）制度について〈選挙運動用自動車、ポスター、ビラ〉・・・P1
- II. 公費負担の対象とその限度額・・・P2
- III. 公費負担手続図・・・P3
- IV. 公費負担の手続きについて・・・P4
- V. 契約書様式について・・・P8

I. 選挙公営（公費負担）制度について <選挙運動用自動車、ポスター、ビラ>

この制度は大紀町長選挙・大紀町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」「選挙運動用ポスターの作成」「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り町が各契約業者等（以下「業者等」という。）に直接その費用をお支払いするものです。

※選挙公営（公費負担）制度には上記の他に「選挙運動用通常葉書の交付」がありますが、葉書に関しては日本郵便株式会社様から資料が配布されますので割愛させていただきます。

（１）必ず有償契約を締結しなければならないこと

本町の選挙公営制度の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければなりません。

（２）選挙公営の適用される額には、すべて一定の限度があること

公費負担の限度額については、個々の契約ごとに条例で定められています。この限度額を超える額については公費負担の対象となりません。

（３）必ず所定の手続きをしなければならないこと

選挙公営が適用される場合、町は業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を業者等に支払うこととされていますが、この経費の支払いには、必ず所定の手続きをしなければならないとあります。

なお、届出等書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても契約書に押印したものと同一の印鑑を使用してください。※署名の場合は捺印不要。

（４）候補者に係る供託物が没収されないこと

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象となりません。

供託物の没収は、候補者の得票数が次の計算式により算出される一定の数（これを「供託物没収点」といいます）に達しないときにされます。また、このほか候補者が当該候補者たることを辞した場合も没収されます。

$$\text{【町長選没収点】 有効投票総数} \times \frac{1}{10} \quad \text{【議員選没収点】 有効投票総数} \div 11 \times \frac{1}{10}$$

例1 町長選挙で有効投票総数が6,000票の場合、供託物没収点は600,000票となります。

例2 議員選挙で有効投票総数が6,000票の場合、供託物没収点は54,545票となります。

（５）届出書類の事前審査

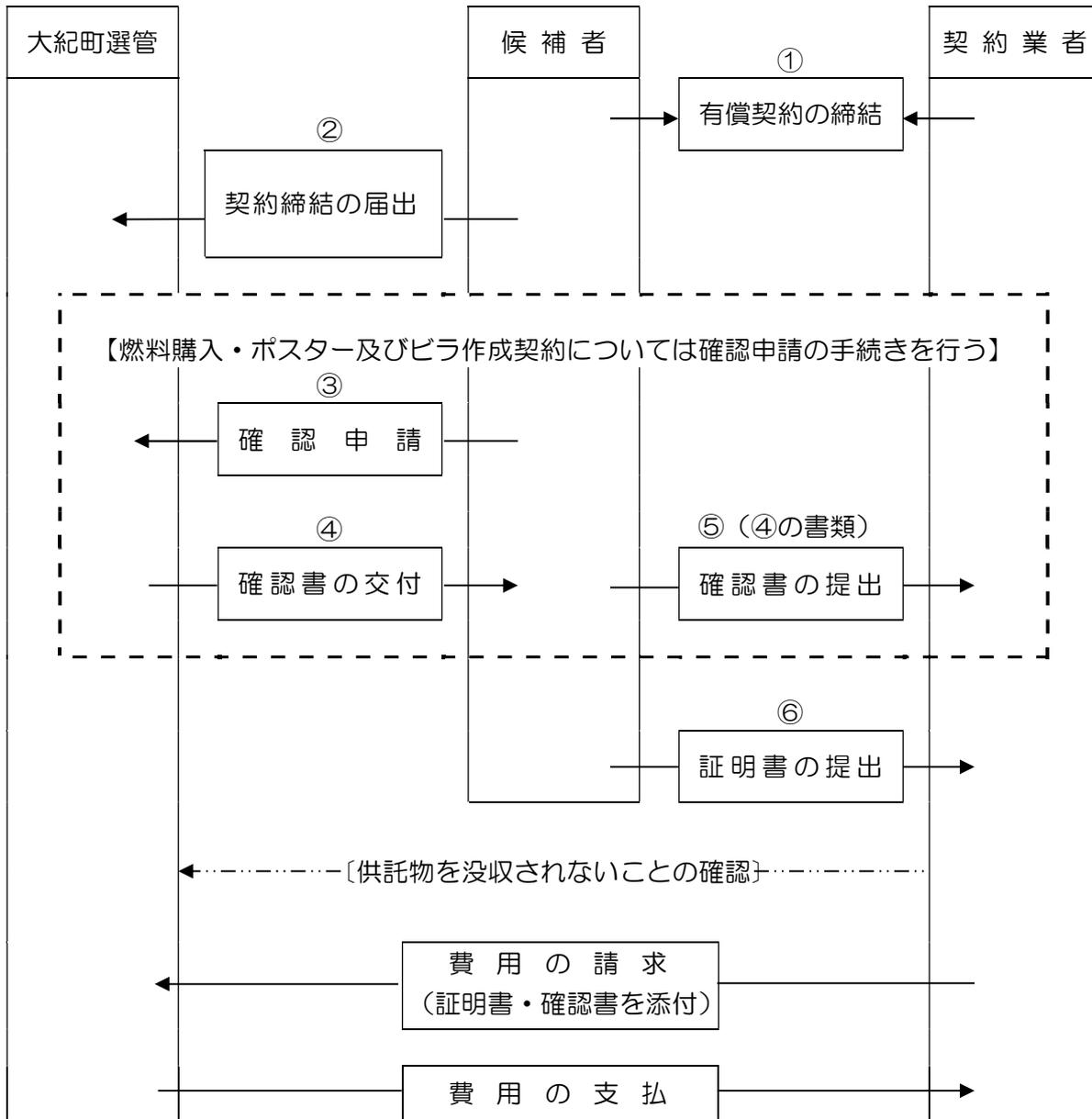
この制度の適用を受けようとする候補者は、できる限り事前審査までにそれぞれ有償契約を締結し、届出書類の事前審査時に契約書の写し及び関係書類を持参して審査を受けてください。

II. 公費負担の対象とその限度額

候補者一人あたりの公費負担の対象とその限度額

		区 分	限 度 額	※	
1 選挙運動用自動車	①一般運送契約 (ハイヤー方式)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る)	各日について 64,500円	①の契約と②の契約は選択	
	②その他の契約	ア)自動車借入れ契約	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る)		各日について 16,100円
		イ)燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(アの自動車1台のみ)		平均日額7,700円 ×5日=38,500円
		ウ)運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額(同一の日については1人に限る)		各日について 12,500円
2 選挙運動用ポスター	作成単価に作成枚数を乗じた金額 なお、作成単価及び作成枚数の限度は、それぞれ以下のとおり (1)作成単価の限度 $\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}(58)}{\text{ポスター掲示場数}(58)} = 5,994円$ (2)作成枚数の限度 ポスター掲示場数(58) ※公費負担の限度額・・・347,652円			1円未満の端数がある時は切上げ	
3 選挙運動用ビラ	当該候補者を通じて、作成単価に作成枚数を乗じた金額 なお、 <u>ビラ</u> の大きさはA4サイズ以下で、2種類まで作成できます。 作成単価及び作成枚数の限度は、それぞれ以下のとおり (1)作成単価の限度・・・7円73銭 (2)作成枚数の限度・・・【町長選】5,000枚 【議員選】1,600枚 ※公費負担限度額・・・【町長選】38,650円 【議員選】12,368円				

Ⅲ. 公費負担手続図



- (注) 1. 費用の請求時の確認書の添付は、燃料購入契約、ポスター作成及びビラ作成契約に基づく請求の場合のみ。
 2. 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を調製し、新たな契約書の写しを添えて提出すること。

○ 無投票となった場合の取り扱い

1. 選挙運動用自動車の使用については、告示日1日の使用分が公営の対象となります。
2. 選挙運動用ポスター・ビラの作成については、投票の有無にかかわらず作成費が公営の対象となります。

※ただし、1・2とも告示日までに契約が締結されたものに限ります。

IV. 公費負担の手続きについて

この制度は、大紀町長選挙・大紀町議会議員選挙に関して候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」「選挙運動用ポスターの作成」「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について条例で定められた限度の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、大紀町が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

以下、各手続きについて説明します。

1 契約締結の届出

契約届出書（候補者→選管）

1. この制度の適用を受けようとする候補者は、各契約を締結した場合は、その届出をしなければなりません。

◎選挙運動用自動車の使用…様式第1号（その1）

選挙運動用自動車の使用については、「一般運送契約」と「その他の契約」とがあり、候補者において選択することになります。

- ・「一般運送契約」は、一般乗用旅客自動車運送事業者との契約でなければならず、ハイヤー等の契約をいいます。（請負契約になるため、収入印紙を貼付してください。）
- ・「その他の契約」とは、①自動車の借入れ②燃料代③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約をいいます。（①車両賃貸借契約、②売買契約、③雇用契約のため、収入印紙の貼付は不要。）
「その他の契約」の場合は、契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を生業として行う者に限ります。

※いずれの契約の場合でも、車両に積載する選挙看板・マイク設備等は公費負担の対象外となりますので、これらの費用を含んでいる場合は、内容・金額が分かる様に記載願います。

◎選挙運動用ポスターの作成…様式第1号（その2）

- ・契約内容は1枚当たりの単価及び作成枚数が分かる内容としてください。
- ・公費負担の限度額は「1枚当たりの単価：5,994円」「作成枚数：58枚」であり、それぞれ実際の契約単価、契約枚数と比較していずれも低い方で積算した額となります。

◎選挙運動用ビラの作成…様式第1号（その3）

- ・ビラは、2種類（町長選は総数5,000枚まで、議員選は総数1,600枚まで）作成することができます。

2. 契約書等（写し）の添付

公費負担の対象となるのは、有償契約に限られます。

契約の内容は契約書の写しを各契約の届出書に添付し提出してください。

なお、契約書の内容としては契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上明示されていることが必要です。

3. 届出の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には、立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には、契約締結後直ちに届け出してください。

2 確認申請書の提出

確認申請書（候補者→選管）

1. 「自動車燃料代金」「ポスター作成枚数」「ビラ作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

◎選挙運動用自動車燃料代確認申請書…様式第2号（その1）

自動車の使用に関しては、燃料の購入を除き確認申請は不要です。なお、記載方法については、様式の備考を参照してください。

◎選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書…様式第2号（その2）

記載方法については、様式の備考を参照してください。

◎選挙運動用ビラの作成枚数確認申請書…様式第2号（その3）

記載方法については、様式の備考を参照してください。

2. 申請書の提出

申請に対して確認書を交付するため、申請書は候補者又はその代理人が直接持参してください。なお、この申請は契約締結の届出をしたものに限られます。又、契約の相手（契約業者等）ごとに申請書を作成してください。

3. 申請書の保管

この申請は契約業者等ごとに行い、それぞれの申請書にはすでに確認を受けた（又は確認申請中のもの）金額又は枚数を記載する必要がありますので、申請の控え又は写しを保管しておいてください。

3 確認書の交付

確認書（選管→候補者→契約業者等）

1. 選挙管理委員会の確認後すぐに確認書を交付しますが、この確認書は直ちに契約の相手方に渡してください。

◎選挙運動用自動車燃料代確認書…様式第3号（その1）

◎選挙運動用ポスター作成枚数確認書…様式第3号（その2）

◎選挙運動用ビラの作成枚数確認書…様式第3号（その3）

2. 確認書の請求書への添付

候補者から契約業者等へ渡された上記確認書は、契約業者等が大紀町に対し、代金を請求する際に添付しなければなりません。

4 証明書の交付

証明書（候補者→契約業者等）

1. 候補者が、自動車の使用、ポスター及びビラの作成を公費負担により行うときは、次により証明書を作成し、契約相手に交付しなければなりません。

◎選挙運動用自動車の使用

(1)一般運送契約(一般乗用旅客自動車運送事業者とのハイヤー契約)…様式第4号(その1)

(2)その他の契約

- ① 自動車の借入れ…様式第4号(その1)
- ② 燃料の購入 … // (その1の2)
- ③ 運転手の雇用 … // (その1の3)

◎ポスターの作成…様式第4号(その2)

◎ビラの作成…様式第4号(その3)

2. 証明書の作成の要領

上記証明書は、各契約ごとに作成してください。
記載内容については、各様式の記載例を参照してください。

3. 証明書の請求書への添付

候補者が契約業者等に交付した上記証明書は、契約業者等が大紀町に対し、代金を請求する際に添付しなければなりません。

5 費用の請求

請求書（契約業者等→選管）

1. 契約締結の届出から証明書の交付までの事務が完了したのものについて、契約業者等は、当該候補者等が供託物を没収されないこと（開票事務後の選挙会で決定される）を確認のうえ、下記により請求書を作成し、選挙管理委員会へ持参してください。

◎選挙運動用自動車の使用…様式第5号（その1）

請求内訳書（別紙1）一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（ハイヤー等）

（別紙2）その他の契約（個人・レンタル等）

- ① 自動車の借入れ ② 燃料代 ③ 運転手の雇用

◎ポスターの作成…様式第5号（その2）

請求内訳書（別紙）

◎ビラの作成…様式第5号（その3）

請求内訳書（別紙）

2. 請求書の作成等

所定の様式を契約相手に渡してください。請求書作成後、選挙管理委員会にご提出ください。
なお、作成要領は各様式記入例を参照してください。

3. 添付書類

請求書を提出するときは、候補者から交付される確認書（燃料代、ポスター・ビラ作成のみ）、証明書を添付しなければなりません。なお、上記様式の請求書を契約業者等にお渡し願います。

V. 契約書様式について

既存の契約書様式があるときは、それを用いても結構ですが、この場合でも内容としては、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上明示されていることが必要です。